徳島大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規則

平成２６年２月１８日
規則第６２号制定

（趣旨）

第１条　この規則は，徳島大学学則第３４条第２項の規定に基づき，徳島大学（以下「本学」という。）の学部に在学する学生（以下「学部学生」という。）が本学大学院の授業科目を履修すること（以下「早期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　早期履修は，本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部学生に対して本学大学院の授業科目を履修する機会を提供するとともに，学部教育と大学院教育との連携を図ることを目的とする。

（履修資格）

第３条　早期履修ができる者は，次の各号のすべてに該当するものとする。

(1)　本学学部生で，修業年限が４年の課程にあっては４年次に在籍する者，修業年限が６年の課程にあっては４年次以上に在籍する者

(2)　本学大学院に進学を希望する者

(3)　所属学部の長が学業優秀であると認め，かつ，本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると認めた者

(4)　早期履修を希望する研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）の長が早期履修の対象となる授業科目を履修する学力があると認めた者

２　前項第１号の規定にかかわらず，学長が特に必要と認めた場合は，この限りでない。

（授業科目）

第４条　早期履修ができる大学院授業科目は，学生が所属する学部の学科を基礎とする研究科等の授業科目とする。

２　早期履修を実施する研究科等は，早期履修の対象となる授業科目をあらかじめ定めるものとする。

（履修科目の上限）

第５条　履修科目として申請ができる単位数は，１５単位の範囲内で研究科等が定める。

（履修科目の取消し）

第６条　履修科目は，特別の事情により履修できない場合に限り，取り消すことができる。

（修得した単位の取扱い）

第７条　早期履修により修得した単位は，早期履修をした学生が本学の研究科等に入学した場合に限り，徳島大学大学院学則（昭和５０年規則第４９５号）第９条の３第１項に基づき，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　早期履修により修得した単位は，所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか，早期履修の実施及び運用に関し必要な事項は，学部及び研究科等が別に定める。

附　則

この規則は，平成２６年２月１８日から施行する。

附　則（平成３１年２月２５日規則第４０号改正）

この規則は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２５日規則第８０号改正）

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月１７日規則第７８号改正）

この規則は，令和３年４月１日から施行する。